

もっと知りたい

ふるさと

36

徳川家の天領地——杭瀬下の歴史——

「昔は杭瀬下村は御天領であつたから、松代藩での農民一揆の騒動などで、多くの人が夜杭瀬下を通過するときは、たいまつを下に向けておそろおそろ通りすぎたものだ」と

という話を大正から昭和のはじめ頃、古老からよく聞いたものであつた。村民も多少の優越感と自尊心あるいは誇りのようなものを持つていたようである。

一体、天領ということはどういう土地柄であつたのであろうか。天領は幕府直轄の領分で、これを「御料」という。天領というのは俗称である。徳川の領分は俗に八百万石。そのうちの約半分を旗本たち

に知行地として与え、残りの四百万石が徳川家の天領地となつてゐる。

江戸時代では、人間一人あたり一年間の必要生活費は、一日米五合の計算である。

坂木、中之条天領の歴史的変遷をみると、天和八年（一六二二）に幕府直轄領となつたが、十三年後私領地となり、元禄十五年（一七〇二）十二月坂木藩板倉氏が、福島へ移つてから再度天領地になり、明治元年まで一六五年間続いたのである。坂木五千石十四か村は農業生産的にも価値のあるところであつた。

杭瀬下村は約五八〇石、新田村は約一六八石で、この地は幕府の蔵入地であるから代官支配となつてゐる。

代官は年貢収納を中心

その下に書役や侍・足輕・仲間・小者など所属してゐる。

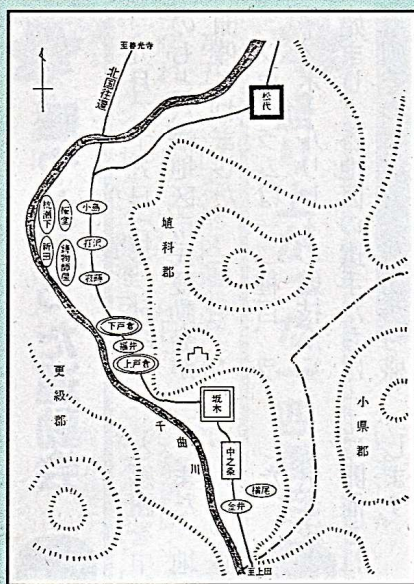
杭瀬下、新田村は、信濃国埴科郡坂木領の村高と年貢は、全体の貢租は約三割であり、江戸時代の一般農村の平均値五公五民の五〇割より低率である。

しかし、杭瀬下・新田村は山林に恵まれず松代藩所有の西山への入札を購入してから入山燃料を求めた。

また、中之条代官所は、領内の杭瀬下・新田両村が水害のための減免申請を受け、御林（幕府管理地）から正徳五年（一七一五）（一札之事）として川除普請用木、柏木合計一五〇本の払下げをした受取證がある。さて、代官を通じて田から年貢を、畑から畑年貢（物成）、千曲川から魚をとつたり、川に舟を浮かべれば「小物成」という税を納めたのである。そして一俵につき一升の「込米」あるいは欠米の用意手付、手代用の給料の「口米」は一俵で一升、一俵が三斗五升として、もう五升ずつ余分に用意しなければならぬ。

しかし、天領下の免（税率）は、およそ三割納であつたので、粟佐村の農民が、「お宅は年貢が低いからいいね」と、もらしたという。

当時の農民改革として、一般には農家育成の一法として、田畑の永代売買を禁止した寛永三十年（一六四二）置、慶安の「お触書」には「年貢さえすまし候得ば百姓ほど心易きものは之無」とあるが、年貢完納するため、平素の心掛けについては、その条文によつて、当時の厳しい農民の姿がよく分かる。「朝起き致し、朝草を刈、昼は田畑耕作にかかり、晩には縄をなひ、たわらをあみ、何にてもそれぞれの仕事、油断無く仕事すべきこと」「酒、茶買のみ申しまじく候、食物を大切に仕えべき候に付、雑穀専一に候間妻・粟・稗・菜・大根共外何にても雑穀を作り、米を多く喰ひつぶし候はぬようつかまつりべき候」というように、細部にわたつて指令してゐる。



坂木五千石地帯略図 (『更級埴科地方誌』)

他手付・手代があり、

代官は年貢収納を中心

参考資料『杭瀬下村誌』

杭瀬下 近藤 明